

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月1日から平成3年8月1日まで
ねんきん定期便によると、私がA社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低い額となっていることが分かった。

銀行の取引照合表により、当時の給与振込額が確認できるので、申立期間の標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額、申立人から提出された給与振込先銀行の取引照合表により確認できる給与振込額及び後述するA社において行われていたと推認される給

与支給方式により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「当時の資料が現存していないので、申立人に関して届け出た報酬月額、保険料控除額及び保険料納付額は不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が当該標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和59年4月1日から平成3年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年8月1日までの期間（以下「平成3年4月を除く申立期間」という。）については、前述の取引照合表により、平成3年4月を除く申立期間のうちほとんどの期間において、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い額の給与が振り込まれていたことが確認できる。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚から提出された平成元年6月分から3年7月分までの給与明細書によると、元年6月1日から3年8月1日までの期間（平成3年4月1日から同年5月1日までの期間は除く。）において、当該同僚は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、同僚がオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されているという前述の事情、前述の給与明細書、B社の回答、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言、及び当該複数の同僚に係るオンライン記録上の標準報酬月額により推認される当該事業所の給与支給方式等は以下のとおりである。

A社では、申立期間のうち平成2年12月分までは、男性社員の給与について、給与明細書上の給与支給額から社会保険料等を控除するとともに貸付金を加算して支給（当該貸付金については賞与支給時にA社に返済）する方式を採っていたため、差引支給額（実際に支給される金額）は給与明細書上の給与支給額より高くなっていたものの、標準報酬月額に関する届出については、貸付金が加算される前の給与明細書上の給与支給額を報酬月額として届け出ていた。その後、3年1月分（平成3年2月5日支給）からは、それまで貸付金として加算していた額を含んだ額を給与明細書上の給与支給額として支給する方式に改め、見かけ上増加した同年1月分から同年3月分までの報酬（平成3年2月支給分から同年4月支給分までの報酬）に基づき随時改定が行われた同年5月以降は、貸付金を含んだ

給与明細書上の給与支給額を報酬月額として届け出たものと推認できる。

以上のことから、A社では、男性社員の給与について、申立期間のうち昭和59年4月1日から平成3年5月1日までは、実際に支給された額がおおむねオンライン記録上の標準報酬月額よりも高い額であったと推認されるものの、厚生年金保険料については、平成3年4月を除く申立期間において、おおむねオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく額が控除されていたものと推認できるところ、前述の取引照合表により確認できる給与振込額を検証すると、申立人についても、平成3年4月を除く申立期間において、おおむねオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間の一部において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（前述の給与明細書を提出した同僚を含む。）は、「同社は、社会保険事務所へ実際の給与より低い報酬月額を届け出ている」と述べているところ、B社は、「申立期間当時は総報酬制ではなかったため、毎月の給与額を低く、賞与額を高くするよう調整していた。それが良いということで社員も理解していたと思う。」としている。

加えて、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立期間の一部（昭和59年4月1日から61年10月1日までの期間）における標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、当該被保険者原票及びオンライン記録上、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成3年4月を除く申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成4年7月から同年9月までは22万円、同年10月から5年3月までは24万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から5年4月1日まで
② 平成5年4月1日から6年4月28日まで

年金記録を確認したところ、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。継続して勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

また、年金事務所からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち申立期間②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額になっていることが分かったので、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録上、A社は、平成5年3月31日（現在は、平成5年4月1日に訂正されている。）に一旦厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年4月1日（現在は、平成5年3月31日に訂正されている。）に再度適用事業所となっていることが確認できるところ、申立人は、同年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の定

時決定の記録を取り消され、同年7月31日に遡及して同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、5年4月1日に再度同資格を取得していることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間①において、A社に継続して勤務していたことが確認できる上、オンライン記録によると、申立人同様、平成5年3月18日又は同年3月19日付けで、当初記録されていた前年の定時決定、随時改定等の記録を取り消され、4年7月31日に遡及して同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失させられた者が36人（申立人及び事業主を含む。）、資格記録そのものを取り消された者が1人確認できるほか、当該37人のうち、申立人及び事業主を含む29人は、5年4月1日に同社に係る被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

また、前述の29人のうちの複数の者の証言によると、申立期間①当時、A社の経営状況が悪く、社会保険料の滞納があった状況がうかがえる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、申立人が同社のB職であったことは確認できない上、複数の同僚は、「申立人はC業務を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」と述べており、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成4年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社に係る資格喪失日は、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となり、申立人が再度同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の平成4年6月及び取消し前の同年10月の社会保険事務所の記録から、同年7月から同年9月までは22万円、同年10月から5年3月までは24万円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたところ、A社が再度厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年4月28日）の後の平成6年6月8日付けで、5年10月の定時決定の記録を取り消された上、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を再度取得した同年4月1日に遡って16万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人同様、平成6年6月8日付けで、当初記録されていた前年の定時決定、随時改定等の記録を取り消され、5年4月1日に遡って標準報酬月額を引き下げられている者が24人確認できるほか、前述のとおり、申立人は、A社のB職であったことが確認でき

ない上、複数の同僚の証言により社会保険事務に関与していなかったことがうかがえることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、当初記録されていた 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年10月31日）及び資格取得日（昭和29年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月31日から29年3月1日まで

私は、昭和27年から31年7月までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る被保険者記録が確認できないことが分かった。

途中で退職したことは無く、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和27年10月15日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年10月31日に被保険者資格を喪失した後、29年3月1日に同社に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

しかし、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうちの3人は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているとともに、申立人は途中で辞めたことは無かった旨述べていることから、申立人は、申立期間において、継続して同社に勤務していたことが推認される。

また、前述の3人のうちの1人でC職であったとする者は、「当時、職

員は全て正社員として採用しており、社内での部署の異動により社会保険の取扱いが変わることは無かった。全ての職員の給与計算等の事務は、部署に関係無く同じ担当者が行っていた。」と述べている。

さらに、申立人及び前述の3人の証言から、申立期間当時のA社の従業員数は15人から20人ぐらいであったと推認されることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立期間の被保険者数は19人であることから、申立期間当時、同社は、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年9月及び同年11月の社会保険事務所（当時）の記録（申立人が昭和28年10月31日に被保険者資格を喪失したために、同年11月の記録は取り消されたものと推認される。）から、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「昭和40年の会社合併以前の資料は処分して残っていないので、申立人の在籍や申立てに係る届出、保険料控除及び納付については不明である。」と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年10月から29年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月23日から同年7月1日まで
私は、昭和36年からA社に勤務し、途中で同社B支店に転勤したが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。
申立期間において同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る入退社台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、異動日については、辞令等の資料は確認できないものの、申立期間においてA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、申立期間当時、同社B支店においてC事務を担当していたとする者が、「申立人のような事例の場合、昭和39年6月中は本所在籍の扱いだったと思われる。」と述べている上、申立期間前後において、同社本社又は同社の他支店から同社B支店に異動したと思われる複数の者全員が1日付けで同社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、昭和39年7月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社におけ

る昭和 39 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、「入退社台帳以外に当時の資料は無く、不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 20 日から 40 年 1 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。
当該事業所では、一時的に休職や退職したことはなく、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、A社（当該名称で厚生年金保険を適用された最初の事業所。以下、厚生年金保険制度上の当該事業所について、名称変更後を含め「適用事業所1」という。）は、昭和37年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、39年1月3日（オンライン記録上は、昭和39年4月27日）にB社（オンライン記録上は、C社。商業登記簿上は、A社とは別法人。）に名称変更後、41年9月29日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるほか、適用事業所1とは別に、A社（以下、厚生年金保険制度上の当該事業所について「適用事業所2」という。商業登記簿上、適用事業所1が名称変更する前の事業所と同じ事業所。）として40年1月1日に重複して適用事業所となることが確認できるところ、同年1月1日に適用事業所2に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者で、申立期間において自身がA社に勤務していたと証言する複数の者が、「申立人は、私が入社する前から勤務していた。」、「申立人は、途中で辞めたり、職場を変ったことは無かったと思う。」と述べていることから、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、i) 申立期間の全部又は一部において適用事業所1に係る厚生

年金保険被保険者記録が確認できる5人（商業登記簿によりA社のD職及びE職で、B社のF職でもあることが確認できる2人並びにB社のG職であることが確認できる1人を除く。）はいずれも男性であり、B社に勤務していたとする者は、当該5人について、A社ではなくB社に勤務していた旨証言していること、ii) 適用事業所2に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和40年1月1日に取得していることが確認できる12人（申立人を含む。）はいずれも女性であり、前述のとおり、そのうち複数の者が、自身は申立期間においてA社に勤務していた旨証言していることから、適用事業所1は申立期間において、B社に勤務している者等、一部の男性従業員を除き、A社に勤務している女性従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、当時の事業主は、「関係書類を保管していないため、当時の状況は不明である。」と回答しているほか、適用事業所1又は適用事業所2に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、適用事業所1に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和39年6月20日に適用事業所1に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、同年7月7日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、当該被保険者原票を見ても、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1283 (事案 1042 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から32年7月2日まで

私は、A社B工場に4回勤務したが、そのうち、1回目に勤務した厚生年金保険被保険者期間及び3回目に勤務した被保険者期間(申立期間)については、脱退手当金が支給されている記録となっており、納得がいかなかったため、年金記録確認の申立てをしたところ、前回、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

しかし、脱退手当金を支給する際に1回目の被保険者期間についてはともかく、どうして2回目の被保険者期間を除いて3回目の被保険者期間について支給したのか疑問であり、納得できないし、そもそも受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和24年5月21日から27年3月20日までの期間及び今回の申立期間である31年11月1日から32年7月2日までの期間(以下「前回申立期間」という。)に係る申立てについては、前回申立期間の間にある厚生年金保険被保険者期間は、同一の事業所に係るものであり、かつ、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていたにもかかわらず、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっている一方、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)には、当該未請求の被保険者期間の記載が無く、前回申立期間に係る脱退手当金が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されていることが確認できる上、支給額に誤りは無いことなどから、事務処理が不合理であったとまでは言えないこと、ii) 申立人と同時期に被保険者資格を喪

失した同僚の脱退手当金の受給状況から、事業主による代理請求が行われていた状況がうかがえること、iii) 申立人が前回申立期間の後にA社B工場に係る被保険者資格を再取得した際には、前回申立期間とは別の記号番号が払い出されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年6月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を支給する際に、2回目の被保険者期間を除いて、3回目の被保険者期間（申立期間）について支給されていることに疑問を持ち、納得できないとして、再度申し立てている。

本事案では、前述のとおり、前回申立期間の間にある被保険者期間（2回目の被保険者期間）は、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、i) 前回申立期間及び2回目の被保険者期間において、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び旧台帳は、ともに管轄の社会保険事務所(当時)で管理されていたことから、当該社会保険事務所において、2回目の被保険者期間について、被保険者名簿には記載したものの、旧台帳への転記が漏れたものと考えられること、ii) 前回申立期間に係る脱退手当金が支給された当時の脱退手当金裁定請求書には、公的年金加入歴の記載項目が無く、厚生年金保険被保険者台帳記号番号（当該記号番号が不明の場合は、初めて被保険者として使用された事業所）及び最後に被保険者として使用された事業所を記載する様式であったことから、前回申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には2回目の被保険者期間が記載されていないと考えられること、iii) 前回申立期間に係る脱退手当金の裁定庁（最後に使用された事業所を管轄する社会保険事務所等）は、前回申立期間に係る脱退手当金裁定請求書に記載されている記号番号が自庁の払出しであったため、他の社会保険事務所等に記録照会を行う必要が無く、前述の2回目の被保険者期間が記載されていない旧台帳に基づき前回申立期間に係る脱退手当金の裁定を行ったものと考えられることから、2回目の被保険者期間を除いて脱退手当金が支給されていることをもって、申立期間に係る脱退手当金自体が支給されていないとまでは言えない。

また、A社から名称変更したC社は、「A社B工場の入社・退社簿については、その一部を保管しているが、申立期間については、残存していないので、申立期間当時の脱退手当金に関する取扱いは不明である。」と回答しているものの、申立期間を含む期間において、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、申立期間当時、D業務を行っていたとする者は、「会社は一時金で受け取るのが良いのではないかと勧め、脱退手当金の手続をしていた。」と述べているほか、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ2年以内に当該事業所に係る被保険者資格を喪失後、脱退手当金を支給された記録とな

っている者のうち事情を聴取できた複数の者は、「脱退手当金の手続は会社で行ったと思う。」と述べていることから、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていた状況がうかがえる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月から29年1月30日まで
② 昭和31年4月から同年11月1日まで

私は、A社B工場に4回勤務したが、2回目は昭和28年8月に、3回目は31年4月に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日がそれぞれ29年1月30日、31年11月1日となっており、申立期間①及び②の記録が無いことが分かった。

それぞれの入社経緯を覚えており、入社後2か月以上も加入していないのはおかしいと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①又は②を含む期間において、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が同僚として氏名を挙げた者を含む。）に事情を聴取したところ、このうち複数の者から申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言は得られたものの、申立人が申立期間①及び②に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、
i) 申立人が、2回目に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和29年1月30日）に、同資格を取得した者が139人（申立人及び申立人が2回目の入社同期として氏名を挙げた3人を含む。）確認できるところ、当該139人のうち事情を聴取できた者の中には、自身の同資格取得日と入社時期が相違している旨述べている者がいること、ii) 申立人が、3回目に当該事業所に係る被保険者資格を取得した月（昭和

31年11月)に、同資格を取得した者が148人(申立人を含む。)確認できるところ、申立期間①及び②を含む期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で、昭和31年から37年までC業務を行っていたとする者は、春以外の時期に入社する者の総数が、一度に100人を超えることは無かった旨述べていることから、当該事業所は、申立期間①及び②当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなく、異なる時期に入社した者をまとめて厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、A社から名称変更したD社は、「A社B工場の入社・退社簿については、その一部を保管しているが、申立期間については残存していないため、申立てに係る届出、保険料控除及び保険料納付については不明である。」と回答しているほか、前述の申立人を記憶していた複数の同僚に事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。